

随 意 契 約 一 覧 表

課等名	契約の名称	契約年月日	契約の相手方	契約金額(円)	契約の相手方を選定した理由	摘要
産業振興部 農務課	農業競争力強化 農地整備事業 草 地畜産基盤整備事 業(畜産担い手総 合整備型)再編整 備事業 摩周地区 実施計画樹立業務	令和7年(2025年) 5月26日	<p>名称 公益財団法人北海 道農業公社</p> <p>住所 札幌市中央区北5 条西6丁目</p>	7,920,000	<p>(理由)</p> <p>(1)本委託業務は「公社営事業計画樹立業務委託処理要領の運用について(平成21年4月1日付け計画第1018号農政部長通知、以下「農政部長通知」という)第1の2の規定に基づき、契約の相手方は、関係市町村を基本とし、関係市町村が、公益財団法人 北海道農業公社(以下、「公社」という)に委託することに同意した場合は公社へ委託することとなっている。</p> <p>(2)委託先が関係市町村及び公社に限定されている理由は次の通りである。 ア 事業実施計画は、市町村が提出した地区選定申請書や道が策定した畜産活性化計画(地区の10年後の生産目標等)に基づき作成されるものである。 イ 事業実施計画と実施に齟齬が生じないよう、直ちに工事に着手できるような精度を有することが求められる。 ウ 計画樹立には関係市町村、公社、事業参加者等との間における協議、説明、調整等の事務も含まれており、これら対象業務を齟齬なく実施できるものは計画樹立過程における各種調整・契約業務に直接関与できる者に限られている。 エ 上記3点から、本業務の受託者として適当な者は事業実施地区選定申請の申請者であるとともに事業実施に先立つ契約の当事者である関係市町村、もしくは事業実施主体であるとともに事業実施に先立つ契約の当事者である公社の二者となる。</p> <p>(3)関係市町村である弟子屈町は、受託を希望せず公社に委任することに同意していることから、公益財団法人 北海道農業公社と随意契約を行うこととする。</p> <p>(根拠) 北海道財務規則運用方針 第3節関係1の(2)</p>	